

自然環境研究センター理事長 殿

登録申請書類の提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

申請者(※1)

氏 名 (記名押印又は署名)

自然 研太郎 (印)

〒 130-8606

住 所

東京都墨田区江東橋3-3-7

電話番号

03-6659-6018

記入例

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種 名	キエリボウシインコ	種の名称を記載
	区 分 (該当する文字を丸で囲むこと。その他に該当する場合は、余白に具体的内容を記入すること。)	生体・卵・その他 ( ) はく製・その他 ( )	
	主 な 特 徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	<del>体長(※2)</del> 翼長 21.0cm (〇年〇月〇日計測) 全長(※2) 29.0cm 体重 430.0g 性別 雄 その他の特徴(※3)	不明の場合は性別不明と記入
	所 在 地	申請者住所と同じ	登録申請時における個体の所在地
	個体に講じた個体識別措置及び 個体識別番号(※4)	個体識別措置: 脚環またはマイクロチップ 個体識別番号: ABCD12345	
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<p>規制適用前取得の要件である「2」を○で囲む</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること(政令(※5)第8条第1号関係)</li> <li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること(政令第8条第2号関係)</li> <li>関税法(昭和29年法律第61号)第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること             <ol style="list-style-type: none"> <li>商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること(政令第8条第3号イ関係)</li> <li>ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること(政令第8条第3号ロ関係)</li> <li>ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体又は個体の加工品であること(政令第8条第3号ハ関係)</li> </ol> </li> <li>1~3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの</li> </ol>		
動植物の管理者(所有者と異なる場合)	氏 名		
	住 所	電話	

- ※1 申請者が法人である場合には、その名称、代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- ※2 「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。
- ※3 年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。
- ※4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第11条第3項各号に掲げる種の生きている個体の登録の申請をする場合にのみ記載すること。
- ※5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

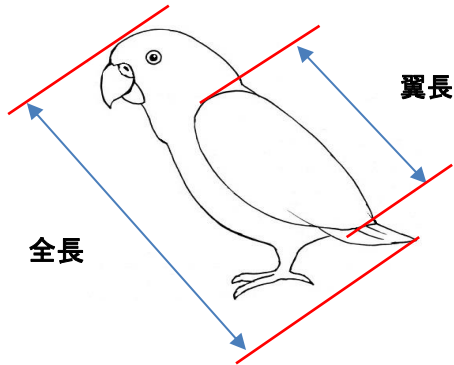
1. 「主な特徴」欄の記載にあたっては、以下の点に留意すること。

(1)以下の数値を計測すること。

- ①全長（下図参照）
- ②翼長（下図参照）
- ③体重

(2)性別（雄または雌）を記入すること。性別が不明の場合は「雌雄不明」とすること。

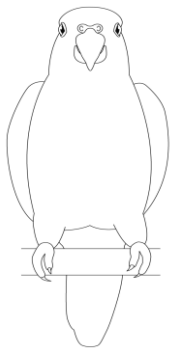
(3)明確な特徴があれば、「その他の特徴」として記載すること。



2. 写真（登録申請前3ヶ月以内に撮影すること）

(1)以下の部位を鮮明に撮影すること。

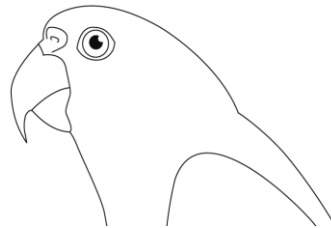
①個体の正面全身



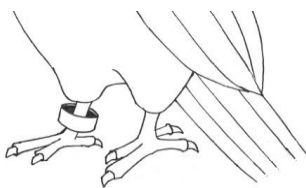
②個体の左側面全身



③個体の左側面顔の接写



④脚を2本含む個体の下半身  
（脚環の左右確認ができるもの）

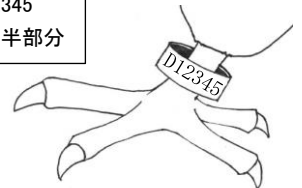


⑤脚環を付けている場合は、  
脚環の番号がすべてわかるよう接写した写真（複数枚可）

一枚目  
ABCD12345  
のうち前半部分



二枚目  
ABCD12345  
のうち後半部分



※⑥キエリボウシインコは上記の他にキエリがわかる後頭部を接写した写真  
フィリピンオウムは上記の他に尾羽の内側を確認できる写真

(2) 複数の個体を登録申請する場合、各個体の上記①～⑤（キエリボウシインコ、フィリピンオウムは①～⑥）の写真（添付した別紙と対応させた通し番号（識別番号）を各写真に記載すること）のほか、すべての登録申請個体を集合させ、個体数が確認可能な写真も撮影すること。

(3) 撮影日がわかるようにすること。

写真の裏面、もしくは写真を貼付、印刷した A4 用紙に撮影日を記入する。

3. 個体識別措置および個体識別番号を記入し、合わせて個体識別番号証明書および個体識別措置を証明できる写真を提出すること。